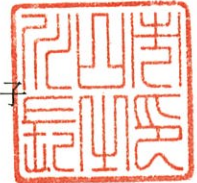


川資循発第31号
令和8年6月29日

川口市監査委員	西原信一郎	様
同	金井洋	様
同	関由紀夫	様
同	飯塚孝行	様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年12月25日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（資源循環課）

資源循環課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和8年1月20日に開催した川口市廃棄物対策審議会に係る委員報酬においては条例に則り、令和8年2月4日に支給し適正に事務を執行いたしました。

今後も適正な事務の執行を行って参ります。



契約事務について（資源循環課）

資源循環課の委託契約において、契約の締結が、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行された

い。

講じた措置の内容

令和8年4月23日に入札を実施した「PRESS530作成委託契約」において、川口市契約に関する規則に則り、令和8年4月23日に契約を締結し、適正に事務を執行いたしました。